

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2024年12月9日

当社は、本日、原子炉等規制法(注 1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注 2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

## 変更内容

今回の保安規定の変更認可申請は、当社がお知らせした2025年4月1日付組織改定(2024年11月26日お知らせ済み)に伴うもので、変更内容は以下のとおりです。

## ■2025年4月1日付け組織再編に伴う保安に関する組織名称の変更

当社は、2025年4月1日付けで、管理間接組織の更なる効率化および業務品質向上のため、各機能に特化・集約した部門別組織への再編を予定しています。

これにより、「調達センター」を「調達部」に、「経営審査室」を「経営監査部」に名称変更します。

本変更に伴い、保安に関する組織名称が一部変更となることから、保安規定の関連する記載を変更します。

変更前	変更後
<p>品質マネジメントシステム管理責任者 (経営審査室長)</p> <p>経営審査室長</p> <p>社長 — 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>原子力本部長 — 原子力部長 — 原子力土建部長 — 原子燃料サイクル部長 — 浜岡原子力発電所長</p> <p>調達センター長</p>	<p>品質マネジメントシステム管理責任者 (経営監査部長)</p> <p>経営監査部長</p> <p>社長 — 品質マネジメントシステム管理責任者 (原子力本部長)</p> <p>原子力本部長 — 原子力部長 — 原子力土建部長 — 原子燃料サイクル部長 — 浜岡原子力発電所長</p> <p>調達部長</p>

## 保安に関する組織(本変更に係わる部分の抜粋)

注 1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注 2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転お  
よび廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、  
原子力規制委員会の認可を受けるものです。

以上